

# 高齢者や障がい者への虐待をみんなで防ごう！

高齢者や障がい者への虐待は5つの種類があります

## 暴力を加える (身体的虐待)

- ・平手打ちをする
- ・つねる、殴る、蹴る
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・ベッドに縛りつける
- ・薬を過剰に服用させる など

## 金銭や財産を 勝手に使う (経済的虐待)

- ・お金を渡さない、使わせない
- ・本人の家などの財産を無断で売却する
- ・年金や預金通帳などを管理し、本人の意思・利益に反して使うなど

## 精神的な 苦痛を与える (心理的虐待)

- ・排せつ失敗を笑ったり、人前で話して恥をかかせたりする
- ・子ども扱いするなどして侮辱する
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など

健康福祉課 長寿介護係  
地域包括支援センター

障害福祉係

☎ ☎ ☎  
②5 ②5 ②5  
1 1 8 2  
1 1 8 6  
3

## 世話をしない (介護や世話の放棄・放任)

- ・入浴させない
- ・食事や水分を与えず、低栄養状態や脱水状態にする
- ・室内のゴミや汚物の処理を、後回しにする
- ・必要とする介護・医療サービスを使わせない など

## 性的な行為を強要する (性的虐待)

- ・排せつ失敗した罰として、下半身を裸にして放置する
- ・本人の前でわいせつな話をする
- ・キスをしたり、性器を触らせたり、性行為を強要したりする など



**虐待はどうして起こるの？**  
虐待が起こる背景にはさまざまなものがあります。特に生活の世話は虐待と大きく結びついています。

「家族だからこそきちんとしなければ」という責任感や、さまざまな要因があります。特に生活の世話は虐待と大きく結びついています。

## これって虐待？

- ・本来通院に行く必要があるのに治療を受けさせない
- ・本来介護サービスを受ける必要があるのに介護サービスを使わせない
- ・これらは介護放棄にあたる可能性があるので、医療や介護の専門家の意見を聞くこと

## ③相談をすすめる

- ・介護保険や障がいサービスなどを上手に利用し、無理せず世話をきるよう、抱え込まない方法を家族で話し合いましょう。

## ④家族での話し合い

日常の世話に負担を感じているかたがいたら、苦労をなげらい、地域包括支援センターなどへの相談をすすめましょう。

高齢者や障がい者の世話や金銭の管理など、身の回りの世話をしている家族や親族、同居するかたによる虐待

## 養護者による 虐待

## 従事者による 虐待

## 使用者による 虐待

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」および「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

虐待は、家庭内だけでなく施設や職場などでも起こる可能性があります。法律では、虐待を次の種類に分けています。

誰による虐待が対象となるの？

ない虐待が日常化してしまうことがあります。

また、施設などでは虐待かもしれないと思いながらも、職員としては「虐待だと発言して解雇されたらどうしよう」などといった悪循環があり、発覚にくかつたり、重度化してから発覚することがあります。

## 虐待かも？と思つたら

虐待は早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることができます。虐待をしているかたの両方を虐待から守るために、「虐待かもしない」と思った時は連絡（通報）してください。

なお、連絡したかたの情報が外部に漏れることはあります。また、連絡が誤報であつた場合も罪には問われません。

虐待をしているかた、され

ては、虐待を止めることが大切です。

虐待をしているかた、され

ては、虐待を止めることが大切です。

地域で虐待を防ぐために：

虐待は特定の人や特定の家庭で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておくことが必要です。

また、みなさんが自分自身の問題として虐待が起こらなければ、地域全体で支えあつていくことが大切です。

高齢者や障がい者、そしてその家族を孤立させないようにしましよう。

## できるこことから行動しましよう

### ①日常的な声掛け

夜になつても部屋の明かりがつかない、最近姿を見ないなど、虐待につながる小さなサインは外からでも確認できます。

### ②見守り

日常の世話に負担を感じているかたがいたら、苦労をなげらい、地域包括支援センターなどへの相談をすすめましょう。

地域から

の孤立を防ぎます。

の問題として虐待が起こらなければ、地域全体で支えあつ

いよう、地域全体で支えあつ

庭で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておく

ことが必要です。

</